

官報号外

昭和四十三年四月二十六日

○第五十八回 衆議院会議録 第二十九号

昭和四十三年四月二十六日(金曜日)

議事日程 第二十一号

昭和四十三年四月二十六日

午後二時開議

第一 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案(内閣提出)

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出)

第五 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 競馬法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外四名提出)

第七 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

第八 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(岡本富夫君提出)

第九 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

第十 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

第十一 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

第十二 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

第十三 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君提出)

午後二時十五分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

(拍手)

ていたら、まさに春日遅々、ひねもすのたりなりかな、まことにのどかな風景でございます。たぶん佐藤総理も御承知だと思うのであります

が、これでは、どう考えてみても、本気で取り組んでいるとは思われないのであります。第一、佐藤総理が自民党的責任者に、この問題はこの国会に提出すべきであると指示されたのは、わずか四日前の二十二日ではありますか。要するに、このままではおかぶりをしておつたのでは参議院選挙に不利だというので、とにかく出すだけは出して世間をなまかそう、こういう魂胆であるといふことは、すべての新聞が報道いたしておりますが、(拍手)私もそのとおりだと合意をいたすのであります。

去る昭和四十一年の秋、この問題を審議会に佐藤総理が諮問いたしましたその当初から、あまりにもしばしば、かつあまりにも明白に、総理は答申を尊重し、早期提案、早期成立を国民の前に約束をしてござりました。しかるに、その総理の数々の言明は、もののみごとに裏切られてまいつたのであります。新聞、雑誌などを含めて、世上いろいろと取りざたされておりますので、いつそのこと直接御本人に伺つたほうがはつきりするかと思ひます。新聞、雑誌などを含めて、世上いろいろな学説が分かれていますが、佐藤総理は、一体舌は何枚お持ちなのでございましょうか。(拍手)一枚舌、二枚舌、三枚舌、四枚舌などいろいろいいます。

佐藤総理、失礼とは思いながら、あえて私がことをお尋ねするゆえんのものは、この問題についての意見の調整が最終的についておらない

日程第一 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案(内閣提出)

日程第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出)

日程第五 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 競馬法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外四名提出)

日程第七 政治資金規正法改正問題に関する緊急質問(西宮弘君登壇)

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

〔西宮弘君登壇〕
「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

まず、西宮弘君提出、政治資金規正法改正問題

に関する緊急質問を許可いたします。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕
私は、政治資金規正法に関連いたしまして、日本社会党を代表して緊急質問をいたしたいと存じます。(拍手)

まず、佐藤総理にお尋ねいたしますが、一体

まよは何月何日でございましょうか。佐藤総理は、カレンダーをお持ちでございましょうか。けさの新聞によると、まだ自民党内でこの問題

についての意見の調整が最終的についておらない

ということあります。この期に及んでこの

ことをお尋ねするゆえんのものは、この問題に

号外 報

関して、佐藤総理の言明と行動があまりにもかけ離れているからであります。(拍手)心ある国民のすべてが激しく憤慨いたしておりますのは、当然過ぎるほど当然であります。かつて審議会の特別委員長をいたしておりました島田武夫氏は、政府は、べん師の集まりのように感すると新聞に書いております。さらに、私がここに持つてまいりました「新評」という雑誌には、あるテレビ番組で、日本一のうそつきはだれですかという街頭記者をとったところ、佐藤榮作といふ答えが圧倒的に多かったと書いておるのでござります。(拍手)これは佐藤総理の政治全体についての国民の感情だと思います。だと思ひますけれども、とりわけ政治資金に関しては、国民の気持ちまさにそのことばのことおりだと思います。

だから、私の質問の第一は、まことにプリミティブな質問ではありますけれども、佐藤総理は、天下の大うそつきだと言われて、あえてこれを否定されないのであるかどうか、もしそのとおりだと肯定されるならば何をかいわんや、私は、これ以上の質問を必要いたしません。しかし、おそらくは、何とか陳弁これまであります。たしまするには、佐藤内閣の閣僚それがしは、佐藤派の派閥から二千九百万円受け取つておるところで、この前の参議院で指摘されました際には、新聞記者に対して、この種の問題については、

どうのこうの言つるのはやほだ、こう答えているからであります。これは現に、佐藤内閣の有力閣僚として、このひな壇の上に嚴然として——きょうはおりません。厳然として控えておるのであります。が、これによつても、佐藤内閣の本質はすでに明らかだと思うのであります。(拍手)この金の問題、錢の問題を論ずるがときには、やほの骨頂だとお考へであるかどうか。

次に、質問の第三は、現行規正法の生命ともい

うべき公開の原則が、まさに危殆に瀕しておるの

であります。が、これに対する総理の御見解を伺

いたい。

まず、一、二の例を御紹介いたしましよう。少

し話は古くなりまするが、昨年一月の総選挙の

際、自民党は、候補者一人一人に対して、二百万

の公認料と百万の貸し付け金と称する金を交付さ

れました。このことは、総計三百二十七名の名を

連ねて、自民党本部から自治省に届け出をしてあ

るのであります。私は、試みに、これを受け取つ

た側で、いかように処理、報告をしておるかを知

りたいために、全国各都道府県に提出されました

収支報告書を取り寄せてみたのであります。ところが、当選されました現職議員一百五十名の分

が、私の手元に届いたのであります。が、その中

で、この自民党本部から自治省に報告したとおりに、正直に、正確な報告した人は、たつた二人しか

かないであります。(拍手)もつとも、形式はや

や違いますけれども、おそらく同じ内容のこと

を意味するだろうと思ふもの推定いたします

と、これを加えて二十五名でございます。二百五

十名中の二十五名、わざかに一割にしか當たらな

いのであります。

質問の第二は、この政治資金の問題を、佐藤総理は重大問題だとお考へであるか、あるいはそれとも金の問題のごときは枝葉末節だとお考へであるかどうか。私がことさらにこのことをお尋ねいたしますのは、佐藤内閣の閣僚それがしは、佐藤派の派閥から二千九百万円受け取つておるところで、この前の参議院で指摘されました際には、新聞記者に対して、この種の問題については、

全く秘密のペールに包まれていて、先般参議院でも論議されているであります。一体、政治資金は善意の寄付だから、これを制限するのをおかしい、こういう意見が絶えず自民党筋から放送されています。厳然として控えておるのであります。しかし、もしもほんとうに明瞭かだと思ひます。(拍手)この金の問題、錢の問題を論ずるがときには、やほの骨頂だとお考へであるかどうか。

次に、質問の第三は、金に群がる政治家の姿勢についてであります。近くは、日通の事件に関し、使途不明の金のうちの相当部分が、政治家の手に渡つて

いたい。

次に、佐藤派のやり方には、こういう例もござ

います。すなわち、昭和四十一年上期までは、交

際費の支出先は「飲業」、「飲食業」などと明瞭に記入されました。ところが、たまたま黒い

墨が問題になりますと、同年下期からは、「料

飲業」などという表示は一切姿を消してしまいま

した。しかし、しさいに点検いたしますと、そ

の支出先は依然として料亭、バー、キャバレーの

飲業などといふ表示は一切姿を消してしまいま

した。なぜ堂々と天下に公表しないたいのでありますか。(拍手)

自民党的政治資金を集める団体、国民協会の責

任者は、説売新聞の問い合わせに答えて、「国民協会の

内容は一切申し上げられません、医者が患者の容

体をやたらに発表しないと同じように、私どもは

献金内容を外部に漏らさないのであります」、こ

のようご回答をおるのであります。このことばを

聞いて、政治資金とは、善意の寄付、善意の浄財などといふイメージがどうして起り得るであります

まい。

佐藤総理、この巨大な金をやみからやみに動か

すそのやり方が世道人心に及ぼす影響は、けだし

甚大だといわなければなりません。(拍手)昨今、そ

相次ぐ汚職、贈収賄等のよつて来たるところ、そ

の根源は、実にこのよつて政治の最高責任者の政

治姿勢にあるものと断ぜざるを得ません。(拍手)

この新聞をこらんください。かつて総理が綱紀

諫正について役人たわに訓示をいたしましたとこ

ろ、「ほんとうにやれますか」という大見出で朝

日新聞は疑問を投げかけておるのであります。つ

いていられない、せせら笑つておる姿であります

。あえて総理の御見解を伺います。

質問の第四は、金に群がる政治家の姿勢につい

てであります。近くは、日通の事件に関し、使途不

明の金のうちの相当部分が、政治家の手に渡つて

いるのではないかと懸念されております。あるいは日本大学の問題においてさえも、同様のうわさが流れております。私がそう申し上げただけで、お心当たりの方があるのではありませんか。日本大学の外郭団体に日本会なるものがありまして、重要な役割りを果たしておりますが、この日本会の総裁は佐藤榮作氏であります。佐藤さんはみずからこの会に出席をして、「私はこの会の総裁であることを自由民主党の総裁であること以上に光栄に存じております」とあいさつをいたしました。たいへんな熱の入れようなあります。もしそれ、学生諸君の血のにじむような月謝や入学金などが政治資金等に投入されていると万一樣いといわなければなりません。(拍手)

先年私は、熱帯地方を旅行いたしまして、死んだ動物の肉を争って無数のハゲタカが群がり集まっている姿を見て、さながらこの世の地獄を見る思いがいたしました。今日、金に群がる保守党政治家の姿は、失礼ながらこのハゲタカの群れを連想させるのであります。(拍手)しかも、ことしは、日本の総理、総裁の地位を争う重大なる時期を迎えようとしております。またしてもかつてのように、凄惨苛烈な黄金戦が展開されるのではないかと憂慮いたしますのは、あにただ私一人だけではないと存じます。(拍手)

一般、わが党の議員は、政策論争の過程において用語が不適当なるゆえをもつて、国会の品位を汚すものとして懲戒処分を受けました。だがしかし、真に国会の品位を傷つけ、国民の政治不信を招くものは、この金に群がる政治家の姿ではないでしょうか。政治に信頼と期待を寄せるこので

きなくなった若い学生諸君が、現状否認の強い行動に突っ走ろうとする気持ちが私にはわかるような感じがいたします。これについて総理のお考えをお尋ねいたします。

質問の第五は、いわゆる構造汚職についてであります。すなわち、金は政治献金として合法的に受け取り、合法的に届け出をしたとしても、それがために政治全体がそのスポンサーの利益のために傾いてしまうということが最もおそるべきことがあります。(拍手)たとえば、昨年の選挙を目前にいたしまして、自民党は経団連に対して定額の寄付、会費の増額及び二十億の選舉資金を要求いたしました。これに対して経団連は、株式配当に対する分離課税の優遇措置の期限延長を要請いたしました。この二つがりっぱに取引されたいきさつ、ギブ・アンド・テイクのいきさつは、当時の毎日新聞に克明に報道されております。

(拍手)

お、まことに、財界が時の権力者に政治献金をいたすることは、その対価がねらいであること申します。でもあります。かつて造船競争に連座いたしましたある財界人は、「一銭を争う財界人が見返りのない政治献金などをすることはあり得ない、もしそんな献金をしたら財界人としては失格だ」、このように述べておるのであります。まさに理の当然だといわなければなりません。本来は金をもうけることを使命とするこれらの企業体が、どぶに捨てるつもりで政治献金をするはずがないくらいのことば、三歳の童子といえどもわかる理屈であります。税制、補助金、金融、請負契約、許可、認可など、あらゆるもののが取引されるのであります。いまの自民党的のように、選挙はもちろん

のこと、あだんの政治活動一切がつさい財界まるでが見えであるところに最もおそるべき問題がひそんでおるのであります。(拍手)このように完全に財界に癒着した政治構造に対して、総理は何らの反省も、何らの感想もお持ちではありませんか。

以上、私の質問は、第一、総理はべん師、天下の大うそつきだとお考へかどどか。

第一、総理はべん師、天下の大うそつきだとお考へかどどか。

第二、政治資金を論ずることはやっぱの骨頂だとお考へかどどか。

第三に、あだんの政治活動一切がつさい財界まるでが見えであるところに最もおそるべき問題がひそんでおるのであります。(拍手)このように完全に三つにしぶりましたので、この点についてはあくまで具体的に、詳細に、明確にお答えをいただきたいと存じます。

佐藤総理、選挙に金がかかる、政治には金がかかると口ぐせのように言われます。なぜその

ようならば大な金がかかるのか、どこにその金を使うのか、これは国民すべてが抱くどうしても納得のいかない素朴な疑問だと思います。佐藤総理は、ぜひともこの点を明確に、具体的にお示し願いたいと存じます。

第二、政治資金公開の原則は死滅に瀕しておりません。もちろん、これはひとり佐藤派だけの問題ではありません。ありますが、佐藤派においてその傾向が顕著だといわれておりますが、御所見を賜わりたい。あわせてこの秘密主義が世道人心に及ぼす影響。

第四に、金に群がる政治姿勢について。

第五、いわゆる構造汚職について。

要するに、これらの問題点がチェックできるよう制度の改正でなければ、政治資金規正法を改正する意味は全くありません。少なくとも答申の線を最低限度として、その実現を私どもはひたすらにこいねがつておるのであります。ところが、今日伝えられる自民党内の議論のごときは、全くふざけ切つた、国民をばかにするのもいいかげんにしてくれというのが、国民一般の愚らざる気持ちだと思います。

私は、自治大臣にお尋ねいたしますが、第一、寄付限度額を引き上げるのかどうか。第二、派閥、個人への寄付を別ワクにするのかどうか。第三、会費はいままでどおり非公開でも差しつかえ

ません。私は白紙です、私は白紙ですとだけお答えになれば無難だと思うのであります。(拍手)したがいまして、私の質問に対しても、また責任ある確固たるお考へをお持ちでないならば、同様の御答弁で全部白紙だと答弁されましてもやむを得ません。ただそのかわり、ていさいよくその場だけは絶対にやめてほしいとつけ加えまして、私の質問を終わります。(拍手)

[発言する者あり]

○議長(石井光次郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後六時八分開議

○議長(石井光次郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西宮君の緊急質問に対する答弁を求める。内閣総理大臣佐藤榮作君。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま

す。

私並びにわが自由民主党に対している御批判いただきましたが、しかし、私並びにわが自由民主党は、国民のために政治に真剣に取り組んでおるのあります。國民大多数の方はこれをよく理解し、私どもはその支持を得ておる、かように思ひますので、この機会にはつきり態度を申し上げておきます。(拍手)

政治資金の問題は、これは政治の枝葉末節の問題ではございません。これこそは政治的基本的姿勢につながるものでございます。

政治資金の問題と真剣に取り組むつもりであります。かような意味から、前国会におきましても、この政治資金規正法案を提案いたしましたのであります。しかしながら、まことに残念なことは、申すまでもなく、この政治資金規正法案は、いろいろの選挙制度の問題や、あるいは政治、選挙等とも関連がありますので、前国会におきましては論議がまとまることができませんでした。ついに成立を見ることができなかつたのであります。まことに私は遺憾に思つております。今回はぜひ一步でも前進して、そうして、ぜひとも成案を得るよう努めています。すなわち、前国会の審議の経緯にもかんがみ、答申の精神を生かしながら、一步でも前進できる実現可能な案を得るために、目下鋭意調整中でございます。

案の内容につきましては、いろいろ意見もござりますので、且下その調整に努力しておりますが、会社、労働組合その他の団体の献金の限度につきましても、分相応の範囲内で、弾力的な要素を加味する合理的な基準を検討したいと考えております。世間に、法人の損金算入限度額の考え方をばら自民党の党内調整にまかしてきたのであります。

案を得るために、調整を急いでおる次第であります。したがいまして、会期も終わりに近づいておりますので、成案を毎次第、急ぎ国会に提案いたしますから、十分その際には御審議をいただきたいと思います。

また、政治活動や選挙運動に金がかかるのは、これは当然なことでございますが、その金は淨財でなければならぬこと。また、使い方も、十分注意いたしまして、不当に金のかかることは避けるべきであります。しかし、現行の選挙制度は、党本位でなく個人中心であるために金もかかるのでござりますから、これを、からかいのような方へ向で、十分検討してまいります。

お尋ねの公開の原則は、これは私は貫きたい、かように思つております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

政治資金規正法の立案についての態度と申しますが、全体の考え方は、ただいま總理が申しましておりでございます。ただ、この前の国会での審議の経過は、議論がまとまりませんで、非常に苦渋をなめたわけでございますが、われわれいたしましては、答申の精神を生かしながら、一步でも前進できる実現可能な案を得るために、目下の調整中でございます。

案の内容につきましては、いろいろ意見もござります。

さて、この法案の改正は、今国会提出予定法案の中でも最も重要な法案であり、政界浄化を願う

導入するなどといふ話も出ておりますが、議論の過程ではありましたけれども、それは私どものところです。しかるところでございます。

次に、政党とその他の政治団体との間の政治献金の取り扱いについてですが、これも、總理がいました。いわゆる会員名義の寄付につきましては、

基本的にはいわゆる公開の原則の方向で処理するべきであります。しかし、現行の選挙制度は、程度彈力的な配慮が必要であると考えざるを得ません。いわゆる会員名義の寄付につきましては、金の取り扱いのものにおきましては、やはりあるべきであります。しかし、現行の選挙制度は、党本位でなく個人中心であるために金もかかるのでござりますから、これを、からかいのような方へ向で、十分検討してまいります。

お尋ねの公開の原則は、これは私は貫きたい、かように思つております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔岡本富夫君登壇〕

○議長(石井光次郎君) 次に、岡本富夫君提出、政治資金規正法に関する緊急質問を許可いたします。岡本富夫君。

〔岡本富夫君登壇〕

○岡本富夫君 私は、公明党を代表して、緊急審議を要する政治資金規正法の改正に關して、總理大臣並びに関係大臣に対し質問をまじめに行ないます。

いたしましては、答申の精神を生かしながら、一步でも前進できる実現可能な案を得るために、目下

いたいと思うのであります。

さて、この法案の改正は、今国会提出予定法案の中でも最も重要な法案であり、政界浄化を願う

国民大衆は、この法案の正しい改正と、早期成立

を大きな期待をもつて注目しているのであります。

す。ところが、政府・自民党は、今国会の提出によつてまことに方向を与えようとしたもののが

あります。これは、すでに七年前、第一次選挙

制度審議会において、政治資金は党員の負担する

す。しかも、そのためにいたずらに日時を延ばし、こういうような現在のような姿になつた。これは、まさに政府の自主性なき姿で、その責任は重大といわなければならぬのであります。

今国会は、七月に参議院選挙が実施されたときの選挙制度のもとにおきましては、やはりあるべきであります。しかし、現行の選挙制度は、党本位でなく個人中心であるために金もかかるのでござりますから、これを、からかいのような方へ向で、十分検討してまいります。

お尋ねの公開の原則は、これは私は貫きたい、かように思つております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔岡本富夫君登壇〕

○岡本富夫君 私は、公明党を代表して、緊急審議を要する政治資金規正法の改正に關して、總理大臣並びに関係大臣に対し質問をまじめに行ないます。

いたしましては、答申の精神を生かしながら、一步でも前進できる実現可能な案を得るために、目下

いたいと思うのであります。

さて、この法案の改正は、今国会提出予定法案の中でも最も重要な法案であり、政界浄化を願う

国民大衆は、この法案の正しい改正と、早期成立

を大きな期待をもつて注目しているのであります。

さらには、政党の政治活動のための費用は、党費によってまことに方向を与えようとしたもののが

あります。これは、すでに七年前、第一次選挙

制度審議会において、政治資金は党員の負担する

党費及び党を支持する個人の献金する津財によつてまかねべきである、したがつて、会社、団体の政治献金は一切禁止すべきであると答申された精神と全く合致するものであります。

昨年の第五次選舉制度審議会は、第一次答申より大幅な緩和を示したとは申しながら、寄付は個人に限る旨を条件としているのであります。したがつて、あくまでもその目ざすところは、政治資金は個人に限るべしという精神であることは間違いないのであります。

そこで、総理にお伺いしたい。この公明党の主張、また選舉制度審議会の精神は、政府の考へておる政治資金規正法の改正案にどのように生かそらとしておるのか、それとも、これを全く無視しようとしておるのか、明確にお答え願いたいのであります。

さて、第五次選舉制度審議会は、政治資金のあり方については、他の選舉制度全般の改正に先だって解決すべきであると全員が認め、他の選舉制度改正と全く切り離して、当面、緊急に措置すべき事項と答申されたのであります。

国民の目が、佐藤政権の政治不信になつてあらわれること最もおそれたのか、佐藤総理は、みずからのお責任において、答申の尊重と改正案の成立について、巧みなことをもつて堂々と公約しているのであります。すなわち、昨年の三月、衆議院予算委員会において、「答申が出れば、率直に、謙虚な態度で立法化し、また法制化して、国会に審議をお願いする」と発言し、答申を受け取った後の記者会見でも、「答申は十分に尊重し、勇断をもつて実現に努力する、政治資金の規正は國民の至上命令であり、大骨はもろん、小骨一

本も抜くようなことはできるものではない」と、こう言明しておるのであります。ところが、その後、答申よりも後退した政府案を、さらに自民党はさんざんに骨抜きにして、廃案にしてしまつたではありませんか。そのあと、九月一日の記者会見でも、「政治資金問題については、國民にほんとうに申しわけないと考へておる、十分反省してある、しかし、政治は現実である、骨抜きの批判は受けれるであろうが、現状を一步でも前進させるため、次の通常国会に再び改正案を提出したい」と、再び公約したのであります。しかし、特別国会において廃案にしたその改正案を、審議期間の不足を理由に、また提出しなかつたのであります。そして、総理が公約した現五十八国会を迎えて、なおかつ初めは二月中旬あるいは二月一ぱい、あるいは三月中旬あるいは三月末と、次々と引き延ばし、きょうは四月二十六日と、今日に及んでいまだ提出されていないのであります。

以上のように、佐藤総理の発言は終始一貫国民を裏切り、同時に、一国の総理として、また与党の党首としてのリーダーシップに非常にはなはだしく欠けると、国民は大きな失望をしているのであります。(拍手)この点、総理はどのように考えられるか。また、はたして自民党總裁として、改正案の成立のためにリーダーシップを發揮せられるか、納得のいく答弁を願いたいのであります。

次に、赤澤自治大臣にお伺いいたします。

自治大臣は、昨年十二月まで選舉制度審議会の特別委員として政治資金規正のぶちこわしに全力をあげてこられました。しかし、皮肉にも今度は所管大臣として立案を急がせる立場になつてゐる

わけであります。昨年の十一月には政党への献金を無制限にし、税務署や選舉管理委員会に申告し後、答申よりも後退した政府案を、さらに自民党はさんざんに骨抜きにして、廃案にしてしまつたではありませんか。そのあと、九月一日の記者会見でも、「政治資金問題については、國民にほんとうに申しわけないと考へておる、十分反省してある、しかし、政治は現実である、骨抜きの批判は受けれるであろうが、現状を一步でも前進させるため、次の通常国会に再び改正案を提出したい」と、再び公約したのであります。しかし、特別国会において廃案にしたその改正案を、審議期間の不足を理由に、また提出しなかつたのであります。そして、総理が公約した現五十八国会を迎えて、なおかつ初めは二月中旬あるいは二月一ぱい、あるいは三月中旬あるいは三月末と、次々と引き延ばし、きょうは四月二十六日と、今日に及んでいまだ提出されていないのであります。

以上のように、佐藤総理の発言は終始一貫国民を裏切り、同時に、一国の総理として、また与党の党首としてのリーダーシップに非常にはなはだしく欠けると、国民は大きな失望をしているのであります。(拍手)この点、総理はどのように考えられるか。また、はたして自民党總裁として、改正案の成立のためにリーダーシップを發揮せられるか、納得のいく答弁を願いたいのであります。

次に、赤澤自治大臣にお伺いいたします。

自治大臣は、昨年十二月まで選舉制度審議会の特別委員として政治資金規正のぶちこわしに全力をあげてこられました。しかし、皮肉にも今度は

契約の当事者であることは論をまたない。これは明らかに公選法第百九十九条、政治資金規正法二十二条に違反する行為であります。

総理自身、こうした行為は慎むべきである。そういう意見を持っているではありませんか。もう一時のがれの公約でなく、一国の総理として具体的な責任のある答弁を望んで、以下何点かにわたります。

まず第一に、一体改正案の提出は開議でいつ決定したのか、いつ提出するのか、審議日数が全く少なくなった今時点において、ただ、今国会に提出するといふような抽象的な答弁ではなくして、何月何日に提出すると明確にお答え願いたい。

質問の第二点は、法人会費の公開についてであります。現行法がざる法たる第一にあげられるものは、この法人会費の非公開であります。本来これらは、公開の原則に照らして、寄付と見なして公開すべきであります。現状は政治資金が会費といふ名のもとに、国民の目の届かないところ、やみからやみへと取引されることは、國民周知の事実であります。したがつて、直ちに公開するかどうか、明確にお答えいただきたい。

第三に、政治献金を籠れみにして悪行をはじめとする堕落ぶりは、目に余るものがあります。こうした腐敗に対し、政界浄化の名のもとに断固たる処置をとり、政治不信の一掃に立ち上がるべきであります。国民は、わけのわからない官報を読まされているだけで、その実体を見きわめることはできないし、また自治省でもいまいな届け出に対して何の監査権もない、罰則を適用するにも、その正確を期すことができない等で

時間がかかっておりますけれども、その点は御了承をお願いいたしまして、近く成案を得まして提出いたしました。皆さま方に十分御審議をいただきたいと考えております。(拍手)

日程第一 刑事補償法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

日程第二 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案
(内閣提出)

日程第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、刑事補償法の一部を改正する法律案、日程第二、公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案、日程第三、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十三年三月二十二日

内閣総理大臣 佐藤 築作

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百円以上千円以下」を「六百円以上千三百円以下」に改め、同条第三項本文中「百万円以内」を「二百万円以内」に改め、同項ただし書中「百万円」を「三百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律

第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線(海底電信線保護万国連合条約第一條に規定する海底電信線を除く。)を損壊して電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

2 過失により前項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。

昭和四十三年四月九日
内閣総理大臣 佐藤 築作

理由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 過失により前項の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三条 第一条第一項及び前条第一項の未遂罪は、罰する。

附 則

1 この法律は、公海に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 海底電信線保護万国連合条約罰則(大正五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七年以下」を「五年以下」に、「十万円以下」を「五十万円以下」に改め、同条第三項中「十万円以下」を「五十万円以下」に改める。

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律

公海に関する条約の実施に伴い、公海にある海底電線等の損壊行為に対する罰則を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表中「相川簡易裁判所」を新潟県佐渡郡相川町「を」佐渡簡易裁判所に改める。

別表第五表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原郡」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「城南村」を削り、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「相川」を「佐渡」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「度会村」を「度会町」に

改め、同表木古内簡易裁判所の管轄区域の欄中「知内村」を「知内町」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

土地の状況等にかんがみ、簡易裁判所の名称及び所在地を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長永田亮一君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[永田亮一君登壇]

○永田亮一君 ただいま議題となりました三法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、刑事補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の算定の基準となる

金額を、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき六百円以上千三百円以下に、また死刑の執行を受けた場合には、三百万円に引き上げるというものであります。

本案は、三月二十二日当委員会に付託され、二十六日提案理由の説明を聴取し、自來参考人の意見を聞く等、慎重審議を行ない、四月二十五日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案について申し上げます。

本案は、公海に關する条約の実施に伴い、故意または過失により、公海にある海底電信線保護万国連合条約による海底電信線を除く海底電線、海底パイプラインまたは海底高圧電線を損壊して、電気通信、石油もしくは可燃性天然ガスの輸送または送電を妨害した者並びにこれらを妨害しようとした者に対する罰則を設ける等の措置を講じようとするものであります。

○議長(石井光次郎君) 三案を一括して採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、公海に關する条約の実施に伴い、故意または過失により、公海にある海底電信線保護万国連合条約による海底電信線を除く海底電線、海底パイプラインまたは海底高圧電線を損壊して、電気通信、石油もしくは可燃性天然ガスの輸送または送電を妨害した者並びにこれらを妨害しようとした者に対する罰則を設ける等の措置を講じようとするものであります。

○議長(石井光次郎君) 三案を一括して採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、公海に關する条約の実施に伴い、故意または過失により、公海にある海底電信線保護万国連合条約による海底電信線を除く海底電線、海底パイプラインまたは海底高圧電線を損壊して、電気通信、石油もしくは可燃性天然ガスの輸送または送電を妨害した者並びにこれらを妨害しようとした者に対する罰則を設ける等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月二十二日当委員会に付託され、二十六日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行なった。

まず、刑事補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最後に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

日程第五 案(内閣提出)

社会保険労務士法案(社会労働委員長提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、日程第四及び第五とともに、社会労働委員長提出、社会保険労務士法案は、委員会の審査を省略して三案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

本案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更しようとするものであり、その内容は、相川簡易裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について、所要の整理を行なおうとするものであります。

提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、二

十六日質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、四月九日当委員会に付託され、十六日

提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、二

十五日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四、清掃施設整備緊急措置法案、日程第

五、船員保険法の一部を改正する法律案、社会保

険労務士法案、右三案を一括して議題といたします。

よつて、日程は追加せられました。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、三案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、三案は委員長報告のとおり可決いたしました。

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月十五日

内閣総理大臣 佐藤 築作

清掃施設整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、清掃施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 清掃施設 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において排出された屎尿又はごみを処理するため

に市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設であつて、公共下水道以

てのものとする。

二 屎尿処理施設整備事業 前号に規定する施設のうち、屎尿を処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

三 ごみ処理施設整備事業 第一号に規定する施設のうち、ごみを処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

2 清掃施設に係る災害復旧事業は、前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、屎尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

(五箇年計画)

第三条 厚生大臣は、昭和四十二年度以降の五箇

年間ににおける屎尿の処理に関する計画(以下「屎尿処理五箇年計画」という。)及び昭和四十二年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求める。

屎尿処理五箇年計画には、屎尿の処理に関する基本的な事項のほか、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年内に行なうべき屎尿処理施設整備事業の実施の目標

二 五箇年内に行なうべき屎尿処理施設整備事業の量

三 ごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年内に行なうべきごみ処理施設整備事業の実施の目標

二 五箇年内に行なうべきごみ処理施設整備事業の量

三 ごみ処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

第四条 政府は、屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第五条 地方公共団体は、屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、清掃施設の緊急かつ計画的な整備を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

理由

生活環境施設整備緊急措置法に基づく屎尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画の実施の成果にかんがみ、新たに昭和四十二年度を初年度とする屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとする。これにより、屎尿処理施設及びごみ処理施設の緊急かつ計画的な整備をいつそ促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第八百八十三号)は、廃止する。

3 下水道整備緊急措置法の一部を次のように改

1 船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七百三十三号)の一部を次のように改正する。

2 第三条第一項を次のように改める。

第三条 厚生大臣は、第一項の規定により屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の最高額及最低額を失業保険法(昭和二十一年法律第八百四十六号)ニ依ル失業保険

正する。

第三条第三項中「(昭和四十一年法律第号)」を「(昭和四十三年法律第号)」に改め

る。

厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、速やかに、屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を公表しなければならない。

企画庁長官と協議しなければならない。

金ノ最高日額及最低日額ヲ基準トシ社会保険審議会ノ意見ヲ聽キテ厚生大臣ノ定ムル額トス
四 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外
服スルコトヲ得ザルモノ
一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示
指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ残シ
タルモノ
一足ヲ「リストラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
八 女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
十趾ノ用ヲ残シタルモノ
九 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ
一〇 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

四 神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外
五 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外
六 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示
指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
七 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ残シ
タルモノ
八 一足ヲ「リストラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
九 上肢ニ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
一〇 下肢ニ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
一一 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ残シ
タルモノ
一二 女子ノ外貌ニ著シキ醜状ヲ残スモノ
一三 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

三 神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ軽易ナル職務
四 ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ
六 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ三指
七 以上ノ用ヲ残シタルモノ
八 一上肢ニ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
九 一下肢ニ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
一〇 一下肢ニ五大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一二 脾臓又ハ一侧ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ

改める。

別表第五上欄の一級の項中

三 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
四 一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ残シタルモノ
五 一下肢ヲ五趾以上短縮シタルモノ
六 一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
七 一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
八 一上肢ニ五大関節中ノ一関節ノ用ヲ残シタルモノ
九 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一〇 一上肢ニ五大関節中ノ一関節ノ用ヲ残スモノ
一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一二 一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ
一三 生殖器ニ著シキ障害ヲ残スモノ
一四 生殖器ニ著シキ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受ケルモノ
モノ

改め、同欄の二級の項中

一一 生殖器ニ著シキ障害ヲ残スモノ

一二 生殖器ニ著シキ障害ヲ残スモノ

一三 精神ニ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受ケルモノ

モノ

改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金及びこの法律の施行の日前の疾病又は負傷のため職業につくことができない日に係る船員保険法第三十三条ノ十六第一項の規定による給付の額については、なお従前の例によること。

上の事由による障害年金又は障害手当金を支給すべき程度の廃疾の状態を定めた表を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険労務士法案
右の議案を提出する。

昭和四十三年四月二十六日

提出者

社会保険労務士法
社会労働委員長 八田 貞義

社会保険労務士法

目次
第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 社会保険労務士試験(第八条—第十四条)

失業保険及び労働者災害補償保険との均衡を図るため、船員保険の失業保険金の算定方法及び職務

<p>第三章 社会保険労務士業（第十五条—第二十一条）</p> <p>第四章 監督（第二十四条—第二十五条）</p> <p>第五章 雜則（第二十六条—第三十一条）</p> <p>第六章 罰則（第三十二条—第三十四条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「社会保険労務士」とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、次の各号に掲げる事務を行なう者をいふ。</p> <p>一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成すること。</p> <p>二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（前号に掲げる書類を除く。）を作成すること。</p> <p>三 事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること」と（労</p>

<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「社会保険労務士」とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、次の各号に掲げる事務を行なう者をいふ。</p> <p>一 别表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成すること。</p> <p>二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（前号に掲げる書類を除く。）を作成すること。</p> <p>三 事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること」と（労</p>	<p>(目的)</p> <p>第二条 前項各号に掲げる事務には、その事務を行なうことが他の法律（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）を除く。）において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれららの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。</p> <p>(資格)</p> <p>第三条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士となる資格を有する。</p> <p>一 社会保険労務士試験に合格した者</p> <p>二 第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者</p> <p>三 免許</p> <p>第四条 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、主務大臣の免許を受けるなければならない。</p> <p>第五条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士の免許は、免許証を交付して行なう。</p> <p>第六条 主務大臣は、社会保険労務士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したとき、社会保険労務士が前条第二号、第四号若しくは第五号に該当するにつたとき、又は社会保険労務士から免許取消しの申請があつたときは、その免許を取り消さなければならぬ。</p> <p>第七条 この章に規定するものほか、社会保険労務士の免許の申請、免許証の交付その他免許に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p> <p>第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の免許を与えない。</p> <p>第九条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士試験を受けることができる。</p>
---	--

<p>第十条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の免許を受けることができる。</p> <p>十一 第二章 社会保険労務士試験</p> <p>十二 第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の免許を与えない。</p> <p>十三 第九条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士試験を受けることができる。</p>

<p>十四 第十一条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の免許を受けることができる。</p> <p>十五 第十二条 第二章 社会保険労務士試験</p> <p>十六 第十三条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の免許を与えない。</p> <p>十七 第十四条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士試験を受けることができる。</p>
--

九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

十 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(社会保険労務士試験)

第九条 社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行なう。

一 労働基準法

二 労働者災害補償保険法

三 失業保険法

四 健康保険法

五 日雇労働者健康保険法

六 厚生年金保険法

七 労働及び社会保険に関する一般常識

(試験の執行)

第十一条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、主務大臣が行なう。

2 主務大臣は、社会保険労務士試験をつかさどらせるため、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士試験委員を任命するものとする。

(試験科目の一部の免除)

第十二条 別表第一の上欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げ

る者に該当する者に対して、それぞれ、その申請により、その試験を免除する。

第十三条 社会保険労務士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

第二条 前項の規定により納めた受験手数料は、社会保険労務士試験を受けなかつた場合においても還付しない。

第十四条 合格の取消し等

第十五条 主務大臣は、不正の手段によつて社会保険労務士試験を受け、又は受けようとした者

に対しても、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて社会保険労務士試験を受けることができないものとすることができる。

(試験に関する省令への委任)

第十六条 社会保険労務士試験を受けた者は、前項の規定による処分を受けた者に対する試験を受けることを禁止することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対する試験を受けることを禁止することができる。

(試験の執行)

第十七条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(報酬の制限)

第十八条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士試験に關し必要な事項は、主務省令で定める。

2 労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(報酬の制限)

第十九条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なおうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、氏

名、事務所の所在場所その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、同様と

する。

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なおうとするとき、同様と

する。

第十七条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。

社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくつたときは、同様とする。

第十八条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(信用失墜行為の禁止)

第十九条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(信頼を守る義務)

第二十条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(秘密を守る義務)

第二十一条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十二条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなつた場合においても、同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第二十三条 社会保険労務士業を行なう社会保

労務士は、法令の定めによる場合を除き、労働

争議に介入してはならない。

第四章 監督

(報告及び検査)

第二十四条 主務大臣は、社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該社会保険労務士に対し、その業務に関する必要な報告を求め、又はその職員をして当該社会保険労務士の事務所に立ち入り、当該社会保険労務士に質問し、若しくはその業務に關係のある帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。
(懲戒)

第二十五条 社会保険労務士がその業務に関してこの法律若しくはこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令に違反したとき、又は社会保険労務士たるによざわしくない重大な非行があつたときは、主務大臣は、戒告を与える。一年以内の期間を定めて社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の停止を命じ、又は社会保険労務士の免許を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の停止又は免許の取消しをしようとするときは、当該社会保険労務士又はその代理人の出頭を求めて、

会開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、

その期日の一週間前までに、当該社会保険労務士に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聽聞においては、当該社会保険労務士又はその代理人は、証明をし、かつ、証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該社会保険労務士又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出席しないときは、聴聞を行なわいで、第一項の規定による業務の停止又は免許の取消しをすることができる。

第六章 雑則
(名称の使用制限)

第二十六条 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第七章 罰則
(社会保険労務士業の制限)

第二十七条 社会保険労務士でない者は、他人の

業務若しくはこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令に違反したとき、又は社会保

会保険労務士たるによざわしくない重大な非行があつたときは、主務大臣は、戒告を与える。一年以内の期間を定めて社会保険労務士業を行なう社会保険労務士の業務の停止を命じ、又は社会保険労務士の免許を取り消すことができる。

合は、この限りでない。

(資質向上のための援助)

第二十八条 主務大臣は、社会保険労務士の資質

の向上を図るために講習会の開催、資料の提供

する。その他必要な援助を行なうように努めるものと

する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

1 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び労働大臣とする。

3 第十九条の規定に違反した者

4 第二十条の規定に違反した者

5 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

6 第二十六条の規定に違反した者

7 第三十一条 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事及び都道府県労働基準局長に委任することができる。

8 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

9 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

10 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

11 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

12 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

13 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

14 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

15 第三十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

命令に違反した者

五 第二十七条の規定に違反した者

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一

- 一 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)
 二 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)
 三 職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号)
 四 失業保険法(昭和二十一年法律第一百四十六号)
 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第一百二十六号)
 六 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第一百二十六号)
 七 職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三十三号)
 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号。第十条の二、第十条の三及び第十八条の規定に限る。)
 九 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)
 十 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)
 十一 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第二百九十九号)
 十二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)
 十三 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)
 十四 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百六号)
 十五 激甚灾害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十五号)

別表第二

免 除 科 目	免 除 資 格 者
労働基準法	司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの
労働者災害補償保険法	国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働基準法	主務大臣が、労働基準法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働者災害補償保険法	国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働者災害補償保険法	主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働者災害補償保険法	主務大臣が、日雇労働者健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

官報外号

<p>厚生年金保険法</p> <p>国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者</p> <p>主務大臣が、厚生年金保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者</p>
<p>労働及び社会保険に関する一般常識</p> <p>国又は地方公共団体の公務員として厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>主務大臣が、労働及び社会保険についてこの欄の前項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者</p>

理由

社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働社会保険諸法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【八田貞義君登壇】

○八田貞義君　ただいま議題となりました二法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、社会保険労務士法案の趣旨弁明を申し上げます。

まず、清掃施設整備緊急措置法案について申し上げます。

本案は、陸上の労働者についての失業保険及び労働者災害補償保険との均衡をはかりますため、失業保険金の日額は、失業保険金の算定基礎となるおります標準報酬日額の六割に相当する金額を基準として、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めますとともに、職務上の事由による障害年金及び障害手当金の障害等級表を改めること等であります。

本案は、二月十九日本委員会に付託となり、昨二十五日、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、社会保険労務士法案について申し上げます。

○議長(石井光次郎君)　委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第三に、生活環境施設整備緊急措置法を廃止いたすこと

本法案は、去る二月十五日本委員会に付託さ

れ、昨二十五日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、陸上の労働者についての失業保険及び労働者災害補償保険との均衡をはかりますため、失業保険金の日額は、失業保険金の算定基礎となるおります標準報酬日額の六割に相当する金額を基準として、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めますとともに、職務上の事由による障害年金及び障害手当金の障害等級表を改めること等であります。

第二に、社会保険労務士試験に合格した者及び弁護士は、社会保険労務士となる資格を有するものとし、社会保険労務士試験の受験資格は一定の学歴または経験を有する者とする」といたしました。

第三に、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保

労務士の事務を業として行なう社会保険労務士は、あらかじめ氏名その他の事項を主務大臣に届け出ることとし、また社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、労働社会保険諸法令に基づく書類作成の事務を業として行なつてはならないこととした。ただし、他の法律に別段の定めがある場合、及び税理士、公認会計士等がその業務に付随して行なう場合には、その制限に触れないこと等であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

一定の資格者について試験を行ない、その合格者に對し免許を与え、その業務の適正をはかるため、社会保険労務士制度を定めるものであります。

そのおもなる内容を申し上げますと、

第一に、社会保険労務士とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、労働社会保険諸法令に基づく申請書、届出書、報告書等の書類の作成及び労働社会保険に関する事項について相談、指導を行なう者をいうことといたしました。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、社会労働法案につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

日程第六 競馬法の一部を改正する法律案

(坂村吉正君外四名提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第六、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

競馬法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十三年四月二十三日

提出者

坂村 吉正

鹿野 彦吉

草野 一郎平

熊谷 義雄

賛成者

池田 清志 外三十六名

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第四十一条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合には、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、

第一項第二号に掲げる市町村とみなす。

第四十二条 都道府県は、昭和四十三年度から昭和四十五年度までの三箇年度に限り、第二十三条の三の規定にかかるわざ、その区域内の市町

村で昭和四十二年度において競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七条に規定する市町村の地方競馬の施行の廃止に伴う激甚な財政上の影響を緩和するため、都道府県がその開催する競馬の収益の一部を当該市町村に交付することができるとする必要がある。

本件は、四月二十三日提出され、四月二十四日提案理由の説明を聴取し、二十五日、民主社会党委員から、右の三カ年間を一年短縮して二カ年間とする修正案が提出され、採決の結果、本案は多數をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

競馬法の一部を改正する法律案に対する修

村の競馬の施行の廃止に伴う急激な収入の減少による財政上の影響を緩和するため、政令で定めるところにより、農林大臣の指定を受けて開催した競馬の収益として算出される額の一部に相当する金額を交付する」とができる。

本案は、昭和三十七年競馬法の一部を改正する法律の附則第七条に規定する市町村で、経過措置期間の経過により、本年四月一日以降競馬を施行できなくなった市町村につき、その収入の激甚を緩和するため、都道府県の開催する競馬の収益の一部を、三カ年間に限りこれら市町村に交付することができるよう措置いたしますとともに、東京都の特別区につきましては、その特殊性にかんがみ、地方競馬場の存在する特別区以外の特別区につき、当分の間、競馬場の存在する市町村とみなして、地方競馬の施行権を与えることとしたものであります。

本案は、四月二十三日提出され、四月二十四日提案理由の説明を聴取し、二十五日、民主社会党中央委員から、右の三カ年間を一年短縮して二カ年間とする修正案が提出され、採決の結果、本案は多數をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔坂村吉正君登壇〕

○坂村吉正君 ただいま議題となりました坂村吉正外四名提出、競馬法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

競馬法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に第四十二条を加える改正規定中「昭和四十三年度から昭和四十五年度までの三箇年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改める。

いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和四十三年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 義作

国会に提出する。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 大だいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

○三池信君 本日は、これにて散会いたします。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十分散会

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のよう改定する。

第三十八条第三項中「昭和四十三年三月三十一日」を昭和四十五年三月三十一日に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

この際、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題と

本案は、港湾審議会の所掌事務のうち、港湾運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる期限を、昭和四十五年三月三十一日までとしよるとするものであります。

本案は、二月十日本委員会に付託、三月五日提

案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本二

十六日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、

全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、昨二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

岡田 春夫君 横山 利秋君 西村 篤一君
伊藤惣助丸君 伏木 和雄君

外務委員

大蔵委員

文教委員	岡澤 完治君	西村 榮一君	員の補欠を指名した。
社会労働委員	河野 洋平君	藤波 孝生君	法務委員
倉石 忠雄君	増岡 博之君	横山 利秋君	岡澤 完治君
増岡 博之君	世耕 政隆君	西村 榮一君	葉梨 信行君
伏木 和雄君	塙川 正十郎君	西村 榮一君	鉢切 康雄君
塙谷 一夫君	葉梨 信行君	大野 明君	赤路 友藏君
正木 良明君	塙川 正十郎君	増岡 博之君	大野 明君
農林水産委員	小沢 佐重喜君	西村 榮一君	(特別委員選任)
丹羽 兵助君	赤路 友藏君	大野 明君	一、昨二十五日、議長において、次の特別委員の
岡崎 英城君	田中 繁一君	河野 洋平君	辞任を許可した。
渡辺 銀君	柳田 秀一君	塙谷 一夫君	二、昨二十五日、參議院に送付した条約は次の通
建設委員	佐藤 孝行君	大橋 敏雄君	りである。
葉梨 信行君	正木 良明君	吉田 之久君	関税及び貿易に関する一般協定のジエネーヴ議
予算委員	倉石 忠雄君	河村 勝君	定書(十九百六十七年)及び関係交換公文の締結
横山 利秋君	田中 繁一君	増岡 博之君	について承認を求めるの件
決算委員	岡田 春夫君	柳田 秀一君	関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に
大野 明君	小沢 佐重喜君	吉田 之久君	関する協定の締結について承認を求めるの件
大橋 敏雄君	丹羽 兵助君	門司 勝君	千九百六十七年の国際穀物協定の締結について
赤路 友藏君	渡辺 銀君	吉田 之久君	承認を求めるの件
(常任委員補欠選任)	葉梨 信行君	河村 勝君	(議案提出)
一、昨二十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	吉田 之久君	吉田 之久君	一、今二十六日、委員長から提出した議案は次の通りである。
物価問題等に関する特別委員	河村 勝君	河村 勝君	一、昨二十五日、參議院に送付した議案は次の通りである。
科学技術振興対策特別委員	近江巳記夫君	吉田 之久君	二、昨二十五日、參議院に送付した本院提出案は次の通りである。
沖縄及び北方問題等に関する特別委員	河村 勝君	吉田 之久君	三、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
農林水産委員	吉田 之久君	吉田 之久君	四、昨二十五日、參議院に送付した本院提出案は次の通りである。
葉梨 信行君	吉田 之久君	吉田 之久君	五、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
予算委員	吉田 之久君	吉田 之久君	六、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
横山 利秋君	吉田 之久君	吉田 之久君	七、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
決算委員	吉田 之久君	吉田 之久君	八、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
大野 明君	吉田 之久君	吉田 之久君	九、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
大橋 敏雄君	吉田 之久君	吉田 之久君	十、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
赤路 友藏君	吉田 之久君	吉田 之久君	十一、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
(常任委員補欠選任)	吉田 之久君	吉田 之久君	十二、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
一、昨二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	吉田 之久君	吉田 之久君	十三、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
衆議院会議録第二十九号	解説を省略した議長の報告	自自動車損害賠償法の一部を改正する法律案	十四、昨二十五日、參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度裁判所関係予算に六百二十一万六千円を計上している。

右報告する。

昭和四十三年四月二十五日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

し、過失によつてその罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

3 故意によるこれらの罪の未遂罪を处罚する。年法律第二十号)について所要の整理を行なうものとする。

4 海底電信線保護万国連合条約罰則(大正五年法律第二十号)について所要の整理を行なうものとする。

年法律第二十号)について所要の整理を行なうものとする。

二 議案の可決理由

本案は、公海に関する条約の実施に伴い、同

条約第二十七条の規定に基づき、公海にある海底電線等を損壊する行為を处罚するための立法措置であつて、きわめて妥当である。よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月二十五日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

本海に関する条約の実施に伴い、公海にある海底電線、海底パイプライン又は海底高压電線の損壊行為に対する罰則を定めようとするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

1 故意により公海にある海底電線(海底電信

線保護万国連合条約第一条に規定する海底電信線を除く)を損壊して電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰

金に処し、過失によつてその罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 故意により公海にある海底パイプライン又は海底高压電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処

変更すること。

2 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表(第四表及び第五表)について所要の

整理を行なうこと。この場合、厚生大臣は経済企画庁長官及び建設大臣と所要の協議を行なわなければならないものとする。

3 この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範

囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における土地の状況、交通の利便及び市町村の廃置分合等の実情にかんがみ、簡

国民の利便と裁判事務処理上の便宜のため、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を变更しようとするもので、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月二十五日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

本海に関する条約の実施に伴い、同

条約第二十七条の規定に基づき、公海にある海底電線等を損壊する行為を处罚するための立法措置であつて、きわめて妥当である。よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

二 議案の可決理由

本案は、土地の状況、交通の利便及び市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更しようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

1 相川簡易裁判所の名称を佐渡簡易裁判所に改め、その所在地を新潟県佐渡郡佐和田町に

厚生大臣は昭和四十二年度を初年度とする屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五

箇年計画の案を作成し、審議の決定を求めるべきものとすること。この場合、厚生大臣は経済企画庁長官及び建設大臣と所要の協議を行なわなければならないものとする。

2 五箇年計画の実施

(1) 政府は、五箇年計画の実施に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 地方公共団体は、五箇年計画に即して清掃施設の緊急かつ計画的な整備を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

3 その他

(1) この法律は、公布の日から施行するこ

と。

(2) 生活環境施設整備緊急措置法は廃止する。

二 議案の可決理由

本案は、生活環境施設整備緊急措置法に基づく五箇年計画の実施の成果にかんがみ、新たに昭和四十二年度を初年度とする屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画の策定等を行なうことは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附すこととに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算(厚生省所管)にて二十七億一千六百七十八万三千円が計上され、所管)に環境衛生施設整備費のうち清掃施設整備費として二十九億七千八百万円が計上されている。

昭和四十三年四月二十五日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

衆議院議長 石井光次郎殿

社会労働委員長 八田 貞義

昭和四十三年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、陸上労働者に適用する失業保険及び労働者災害補償保険との均衡を図るために、所要の改正を行なうとするもので、主な内容は次のとおりである。

年金保険給付費として四十億五千三百五十四万九千円が計上されている。

昭和四十三年四月二十五日
農林水産委員長 足立 駿郎
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)

第四十一条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合には、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、第一条第二項第一号に掲げる市町村とみなす。
第四十二条 都道府県は、昭和四十三年度から昭和四十五年度までの三箇年度に限り、第二十三条の規定にかかわらず、その区域内の市町村で昭和四十二年度において競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七条に規定する市町村の地方競馬の施行に特例を定めるとともに、競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七条に規定する市町村で昭和四十二年度において競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七条の規定により第一項の規定による影響を緩和するため、都道府県をその開催する競馬の収益の一部を並該市町村に交付することができるとするものである。

第四十三条 第二項第一号に掲げる市町村に交付する競馬の収益の一部を並該市町村に交付することとは時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、特別区の特別な事情にかんがみ、そ

の影響を緩和するため、都道府県をその開催する競馬の収益の一部を並該市町村に交付することができるとするものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、特別区の地方競馬の施行に関する特例措置及び競馬廃止市町村の急激な減収を緩和するための措置としておおむね妥当なものと認められるが、地方競馬の収益の一部をこれら市町村に交付する期間を一ヵ年短縮することがより適切であるので、本案は、別紙のとおり修正

政府は次の点についてさらに努力を払うべきである。

一 清掃業務の直営実施についてはその指導を強化すること。

二 地方公共団体の交付税基準単価の引上げについてはさらなる努力すること。

三 清掃労働者の労働条件の改善についてはこ

の一層の努力を行なうこと。

四 ごみ処理に要する補助金の増額に一層努力すること。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年四月二十五日
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)

本案は、船員保険特別会計(失業保険給付費財源)緑入と

して三億六千八百十二万三千円が計上されどおり、また、船員保険特別会計(厚生省所管)に失

譲決すべきものと議決した次第である。

四 本案施行に要する経費

昭和四十三年四月二十五日
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)

本案は、船員保険特別会計(失業保険給付費財源)緑入と

して三億六千八百十二万三千円が計上されどおり、また、船員保険特別会計(厚生省所管)に失

譲決すべきものと議決した次第である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内)
閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、港湾運送事業の合理化を推進するための施策を検討する必要性がなお存続している実情に鑑み、港湾審議会の所掌事務のうち、昭和四十三年三月三十一日までとしている港湾運送事業の合理化に関する重要事項を調査審議することができる期限を、昭和四十五年三月三十一日までとしようとするものである。

なお、施行期日は公布の日としている。

二 議案の可決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四十六万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月二十六日

内閣委員長 三池 信
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第二十五号中正誤

ペジ 段行 誤 正
六二 一末九 のため のために

衆議院会議録第二十六号中正誤
セ〇 ニ ミ 三・六協定 三六協定 正

衆議院会議録第二十八号中正誤
ペジ 段行 誤 正
八三 一末四 規定に 規定を 正
八三 四 三 関係 関税

衆議院会議録第二十八号中正誤
ペジ 段行 誤 正
九三 下末 ペンシル ベツヒウ
九四 四 二 天 ダンピング ダンピング
九五 二末五 (c) 「証明」 (e) 「証明」
九六 一末五 定を 定めを
九七 二七 ハイティ ハイティ
九八 三一〇 アフガニスタン アフガニスタン
九九 二三 「理事及び 「理事長及び
一〇〇 二末五 「副理事長及び 「副理事長
一〇一 二二 「専務理事と」 「専務理事と」
一〇二 二九 六 風呂 風呂
一〇三 二二 三 風呂 風呂
一〇四 二八 第三十八条 第三十八条
一〇五 四四 行なあと 行なあと
一〇六 四八 金額に 金額は
一〇七 四八 施策 施設
一〇八 法律 法律は

昭和四十三年四月二十六日

衆議院会議録第二十九号

九九二

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

定価一部二十五円
(元良賀紙は三十円
 計算料共)

発行所 東京都港区赤坂一丁目二番地

大藏省印刷局

電話 東京五八一四四二(大代)